



JSG ニュースレター

<Tax>

台湾・シンガポール租税協定の改定

2026年2月13日発効、2027年1月1日より適用開始

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部の発表によると、台湾とシンガポールの新たな租税協定が2025年12月31日付で締結され、双方がそれぞれ国内の法定手続きを完了し、相互に通知を行ったことを受け、2026年2月13日付で発効しました。本協定は2027年1月1日より適用が開始されます。

新協定は、源泉徴収される税金については、2027年1月1日以降に支払われる所得に適用され、その他の税金については、課税期間が2027年1月1日以後に開始する所得に対して適用されます。また、旧協定は、新協定の適用開始日以降、新協定が対象とするすべての事項について適用されなくなります。

台湾・シンガポール租税協定は、台湾またはシンガポールの税務上の居住者が取得する各種所得に対して、二重課税を排除するための適切な減免税措置を提供するとともに、紛争解決の仕組みを設け、国境を跨ぐ課税問題の防止または解消を目的とするものです。

今般の主な改定内容は、以下のとおりです。

適用範囲	適用対象の追加	集合投資スキーム(新設)
恒久的施設 (PE)	範囲定義の追加・修正	<ul style="list-style-type: none"> 一、建設 PE(継続期間の改定)：工事の継続期間が9か月を超える場合。 二、サービス PE(新設)：役務を提供する期間が、任意の12か月間において、連続または合計で183日を超える場合。
所得関連規定	各種所得	<ul style="list-style-type: none"> 一、配当(改定)：上限税率10%。 二、利息(改定)：上限税率10%、特定の主体が受け取る利息は免税とする。 三、ロイヤリティ(改定)：上限税率10%。
	財産取引所得	<ul style="list-style-type: none"> 一、不動産、恒久的施設(PE)または固定施設及びこれらに関連する動産、または価値の50%超が当該国の不動産に由来する非上場株式または持分を譲渡した場合、その所得は源泉地国(その財産が所在する国)で課税することができる。 二、その他の財産を譲渡した場合、源泉地国では免税としなければならない。
	役務	<ul style="list-style-type: none"> 一、個人：個人が船舶や航空機の国際輸送における役務提供で得た報酬は、その会社の居住地国で課税することができる。 二、学生：学生が生活、教育または訓練のために、滞在国以外から給付を受ける場合、当該滞在国では免税とする。
二重課税	二重課税の排除	直接控除法以外の、(i)間接税額控除法(持株比率25%以上)と(ii)みなし納税額控除は、新協定の適用開始から3課税年度(経過措置)をもって失效する。

勤業衆信の見解

シンガポールの現行法規では、シンガポールの居住者が非居住者に対して利息及びロイヤリティを支払う場合、適用される源泉徴収税率は10%～17%ですが、改定後の台湾・シンガポール租税協定の発効後は、税率は10%（特定の利息については免税）に引き下げられます。台湾企業は、シンガポールの居住者から支払われる予定の利息及びロイヤリティがあれば、租税協定による10%の優遇税率を享受できるよう、租税協定発効後まで受領時期の延期を検討することが推奨されます。シンガポール企業においても、台湾からの配当・利息・ロイヤリティについて同様に受領時期の延期を検討することが望まれます。

今般の改定では、工事PEに関する期間要件の延長及びサービスPEの明確な定義づけが行われました。台湾企業またはシンガポール企業は、免税措置を享受できるよう、改定後の協定発効後に事業利得の免税適用申請の可能性について検討することが推奨されます。ただし、旧協定に規定されていた間接税額控除及びみなし納税額控除については、サンセット条項が設けられており、新協定の適用開始後3課

税年度をもって失効する点に留意が必要です。そのほか、多国籍企業が台湾とシンガポール間で関連者間取引を行っている場合には、当該協定が定める相互協議手続を通して、二国間のバイラテラル APA（事前確認制度、Advance Pricing Arrangement）や移転価格の対応調整を申請することも可能です。関連者間取引に係る移転価格調査リスクを低減するとともに、将来の税務負担に関する見通しが明確となります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業暹信版權所有 保留一切權利